

令和 8 年度帯広圏都市計画変更について

報 告 事 項

令和 8 年度帯広圏都市計画地区計画案の縦覧結果について

都市計画の変更をするため、都市計画法第 17 条第 1 項の規定により告示し、都市計画の案を公衆の縦覧に供した結果について次のとおり報告します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに芽室町に意見書を提出することができます。

- ・都市計画の案の縦覧場所 芽室町役場都市経営課
- ・縦覧期間 自 令和 8 年 10 月 14 日から
至 令和 8 年 10 月 27 日まで
- ・縦 覧 者 なし
- ・意見書の提出 なし

諮 問 事 項

令和 8 年度帯広圏都市計画変更について（芽室町決定）

〈 要 旨 〉

東芽室南 1 線地区は市街化調整区域ですが、帯広圏都市交通マスタープランにおける「産業連携軸」に面している優位性を活かし、芽室町の基幹産業である農業をはじめとする産業の活性化を図るための加工・貯蔵・流通等の機能を立地し、農業と産業の均衡ある発展を目指すため地区計画を決定するものです。

帯広圏都市計画地区計画の決定（芽室町決定）（案）

帯広圏都市計画東芽室南 1 線地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称		東芽室南 1 線地区地区計画
位 置		芽室町東芽室南 1 線
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約 19ha
地区計画の目標		当地区は、既存の芽室東工業団地の南側に近接し、道央・道東・オホーツク・十勝南部を結ぶ交通結節点に位置している。 周辺は昭和 45 年の線引き当時から市街化調整区域ではあるが、前述の優位性により、本町の基幹産業である農業をはじめとする産業の活性化を図るための加工・貯蔵・流通等の機能が立地するには最適となっている。 建築物等の用途は、帯広圏都市交通マスタープランにおける「産業連携軸」に面している優位性を活かした、農業をはじめとする産業の活性化を図るための主として流通業務施設の用に供するものとし、地域内外の農林水産物の集積や加工、長期保管による物流の平準化や中継輸送化・共同輸送化等の推進拠点機能の誘導を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	「地区計画の目標」に基づき、当地区を次の 2 地区に区分し、「農村地域への産業の導入に関する実施計画」と調和を図った、それぞれの地区にふさわしい土地利用を図る。 ①運送業務地区 交通優位性を活かした主として運輸業、製造業、卸売業の用に供する倉庫等としての土地利用を図る。 ②製造業務地区 交通優位性を活かした主として運輸業、製造業、卸売業の用に供する倉庫等としての土地利用を図りつつ、周辺の農作物等を使用した食料品等の試作品の製造・加工の用に供する工場等も認める。
	地区施設の整備の方針	地区内の道路及び緑地については、開発事業により適正に整備されるので、その機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な工業団地としての環境の創設を図るよう、建築物等の整備の方針を以下のように定める。 1 主として流通業務の用に供する土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用方針に基づき、建築物等の用途の制限を定める。 2 敷地の細分化による工業環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 3 ゆとりある良好な工業団地としてのまち並みが形成されるよう、建築物の壁面の位置の制限を定める。 4 工業団地の良好な景観が維持されるよう、建築物等の意匠の制限を定める。

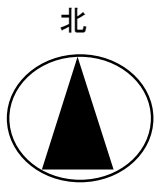
2. 地区整備計画

地区整備計画	名称		東芽室南1線地区	
	区域		計画図表示のとおり	
	面積		約 19ha	
	地区の細区分	区分の名称	運送業務地区	製造業務地区
		区分の面積	約 14.5ha	約 4.5ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業を営む事務所 (2) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫(ただし、建築基準法別表第2(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く)、自動車車庫、自動車修理工場 (3) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する工場(ただし、建築基準法別表第2(る)項第一号の事業を営む工場を除く) (4) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 (5) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する倉庫(ただし、建築基準法別表第2(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く) (6) 飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業を営む事務所 (2) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫(ただし、建築基準法別表第2(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く)、自動車車庫、自動車修理工場 (3) 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する工場(ただし、建築基準法別表第2(る)項第一号の事業を営む工場を除く) (4) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 (5) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供し、試作品の製造・加工を行う工場(ただし、建築基準法別表第2(る)項第一号の事業を営む工場を除く) (6) 食料品製造業、飲料・たば

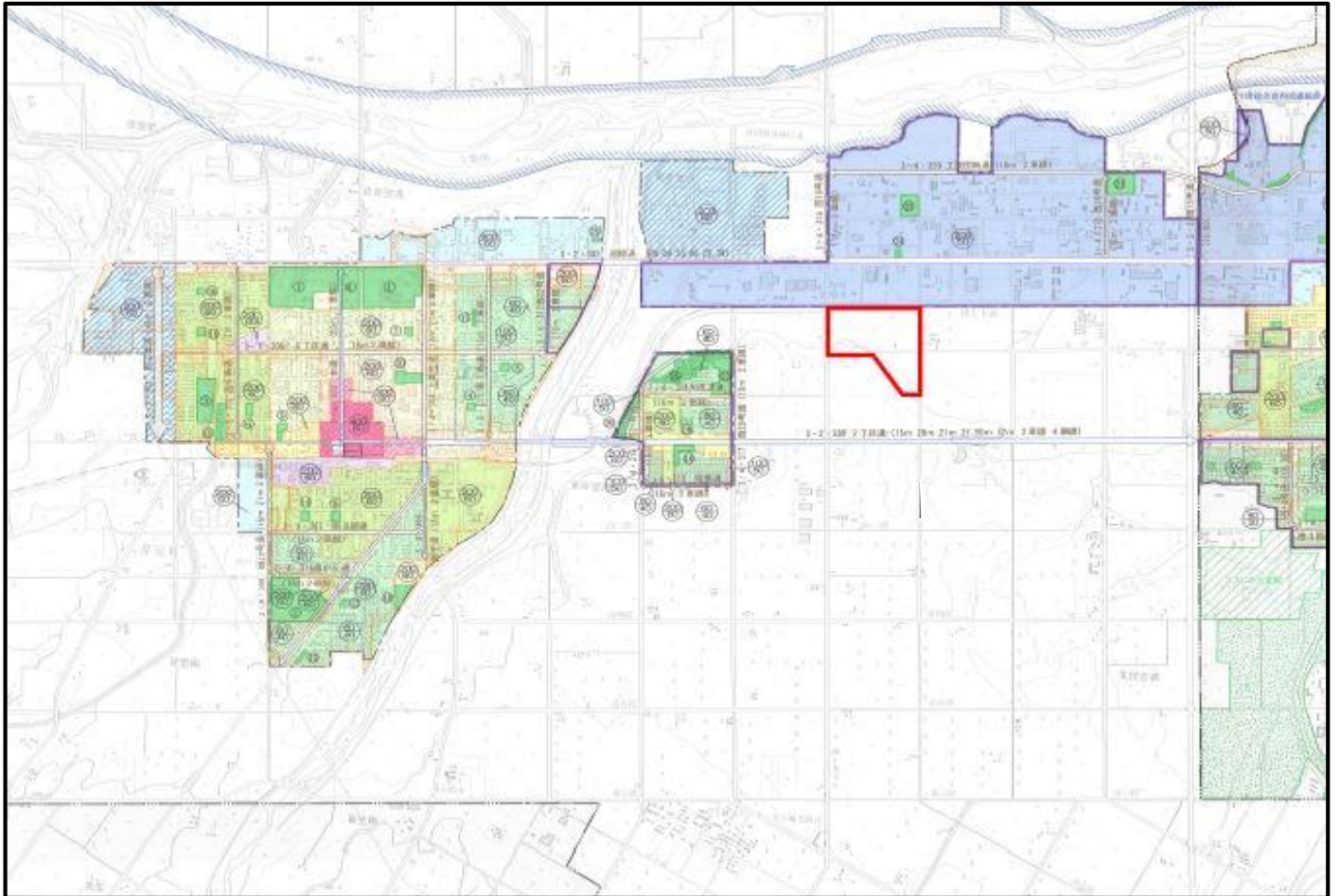
		む事務所 (7) 飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第2（る）項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） (8) 前各号の建築物に附属するもの	こ・飼料製造業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第2（る）項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） (7) 飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営む事務所 (8) 飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第2（る）項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） (9) 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	500 m ²	
	壁面の位置の制限	道路境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、3 mとする。ただし、この地区整備計画が決定された際、現に存する建築物について増築、改築を行う場合は、当該増築、改築部分が道路境界線から上記に規定する数値以上となる場合又は次の各号の一に該当する建築物は、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4 m以下であること。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、工業団地内の美観風致を損なわないこと。	
備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。「建築物の用途の制限」に記載する業種は日本標準産業分類による。	

理由

東芽室南1線地区は市街化調整区域であるが、交通優位性を活かし、農業をはじめとする産業の活性化を図るための加工・貯蔵・流通等の機能を立地し、農業と産業の均衡ある発展を目指すため地区計画を決定する。



帯広圏都市計画東芽室南1線地区地区計画 位置図



凡 例



地区計画区域

北

帯広圏都市計画東芽室南1線地区地区計画 計画図

